

審査メモ

1 作物統計調査の変更

作物統計調査（以下「本調査」という。）は、令和2年産調査から、調査計画のうち、①「報告を求める個人又は法人その他の団体」（以下「報告者」という。）の選定方法、②「報告を求める事項」（以下「調査事項」という。）、③「報告を求めるために用いる方法」（以下「調査方法」という。）及び「集計事項」、④「調査結果の公表の期日」について、以下のとおり変更して実施する計画である。

(1) 報告者の選定方法の変更

ア 水稲作況調査の標本筆の削減

水稲に係る作況調査（作柄概況調査、予想収穫量調査及び収穫量調査）の対象とする作況標本筆について、過去の調査結果を踏まえ、目標精度に比して高い結果精度を確保している11道府県における標本筆数を約280筆縮減する。

水稲作況調査標本筆の都道府県別削減数について

都道府県名	実績精度(%) (H14～H28)	目標精度(%)	標本数		
			現行	改正後	削減数
北海道	0.5～1.1	注)1.0～2.0	630	600	30
秋田	0.5～0.7	1.0	380	320	60
山形	0.6～0.8	1.0	340	320	20
群馬	0.8～1.1	1.3	180	140	40
新潟	0.5～0.7	1.0	500	440	60
石川	0.7～1.0	1.0	230	220	10
長野	0.7～0.9	1.0	285	274	11
静岡	0.9～1.3	1.3	180	160	20
京都	1.0～1.4	1.5	150	140	10
山口	0.8～1.3	1.3	185	180	5
高知	0.9～1.4	1.5	170	160	10
				削減合計数	276

(注) 北海道は、4つの区域に区分し、区域ごとに目標精度を設定している。

(審査状況)

地方農政局等の職員又は統計調査員（以下「地方農政局の職員等」という。）が実測により調査を行う水稲の作況調査（作柄概況調査、予想収穫量調査及び収穫量調査）の対象とする作況標本筆について、農林水産省は、都道府県別に10アール当たりの収量の調査結果が一定の精度（注）を確保するよう、必要な標本筆数を設定しているとしている。

(注) 目標精度については、各都道府県における水稲の「農業上の重要度」として、全国平均収量（10アール当たり平均年収穫量（全国値）×全国水稲作付面積）に占める都道府県別の平均年収穫量の割合のほか、県内農業粗生産額に占める水稲の割合等を総合的に勘案し、各都道府県を「A」1.0%、「B」1.3%、「C」1.5%、「D」2.0%の4区分に区分して設定されている。

本件申請では、天候不良により水稲の作柄が低下するなど調査結果の誤差が大きくなる場合であっても目標精度を維持できる範囲内として、別表のとおり、以下の算式により算定した数値（別表の「試算筆数」）を基に、過年次の標本筆数や実績精度、作柄（作況指数）の推移、作柄表示地帯の数、品種構成の変化等各都道府県の状況を総合的に勘案して検討した結果、上記11道府県における標本筆数を約280筆縮減する計画である。

$$\text{標本筆数} = \left(\frac{\text{変動係数}}{\text{目標精度} \div 100} \right)^2 \times \sqrt{\text{作付面積} \div \text{作付面積平均}}$$

表 水稻作況標本調査における目標精度、実績精度、変動係数及び作況標本筆数

	目標精度 (%)	実績精度(% (H14~28)	変動係数 (H14~28)	作況標本筆数				調査精度 (見込み)
				平成30年	試算筆数	見直し(案)	H30対差	
全国	…	0.13 ~ 0.17	0.129 ~ 0.170	10,178	9,728	9,902	-276	…
北海道	1.0	0.5 ~ 1.1	0.100 ~ 0.214	630	630	600	-30	1.0
青森	1.0	0.6 ~ 1.3	0.117 ~ 0.233	330	330	330	0	…
岩手	1.0	0.7 ~ 1.4	0.118 ~ 0.250	340	340	340	0	…
宮城	1.0	0.6 ~ 1.4	0.104 ~ 0.255	330	330	330	0	…
秋田	1.0	0.5 ~ 0.7	0.091 ~ 0.131	380	290	320	-60	1.0
山形	1.0	0.6 ~ 0.8	0.112 ~ 0.141	340	290	320	-20	1.0
福島	1.0	0.6 ~ 1.0	0.107 ~ 0.180	293	293	293	0	…
茨城	1.0	0.6 ~ 0.8	0.106 ~ 0.141	280	280	280	0	…
栃木	1.0	0.7 ~ 0.9	0.110 ~ 0.157	280	280	280	0	…
群馬	1.3	0.8 ~ 1.1	0.106 ~ 0.151	180	140	140	-40	1.3
埼玉	1.0	0.9 ~ 1.4	0.116 ~ 0.182	180	180	180	0	…
千葉	1.0	0.6 ~ 0.9	0.101 ~ 0.143	260	260	260	0	…
神奈川	2.0	1.3 ~ 2.0	0.104 ~ 0.153	60	60	60	0	…
新潟	1.0	0.5 ~ 0.7	0.114 ~ 0.149	500	440	440	-60	1.0
富山	1.0	0.6 ~ 0.9	0.108 ~ 0.140	220	220	220	0	…
石川	1.0	0.7 ~ 1.0	0.098 ~ 0.147	230	220	220	-10	1.0
福井	1.0	0.7 ~ 1.1	0.110 ~ 0.160	230	230	230	0	…
山梨	2.0	0.9 ~ 1.9	0.118 ~ 0.179	80	80	80	0	…
長野	1.0	0.7 ~ 0.9	0.122 ~ 0.153	285	250	274	-11	1.0
岐阜	1.3	0.7 ~ 1.2	0.098 ~ 0.169	185	170	185	0	…
静岡	1.3	0.9 ~ 1.3	0.115 ~ 0.161	180	160	160	-20	1.3
愛知	1.0	0.7 ~ 0.9	0.095 ~ 0.137	210	190	210	0	…
三重	1.0	0.7 ~ 1.0	0.105 ~ 0.157	230	230	230	0	…
滋賀	1.0	0.6 ~ 1.1	0.092 ~ 0.152	210	210	210	0	…
京都	1.5	1.0 ~ 1.4	0.119 ~ 0.172	150	140	140	-10	1.5
大阪	2.0	1.7 ~ 2.5	0.108 ~ 0.169	50	50	50	0	…
兵庫	1.0	0.8 ~ 1.1	0.125 ~ 0.160	230	230	230	0	…
奈良	1.5	1.0 ~ 1.7	0.107 ~ 0.173	100	100	100	0	…
和歌山	1.5	0.9 ~ 1.7	0.110 ~ 0.170	100	100	100	0	…
鳥取	1.5	1.0 ~ 1.5	0.127 ~ 0.186	150	150	150	0	…
島根	1.3	0.9 ~ 1.4	0.126 ~ 0.190	195	195	195	0	…
岡山	1.0	0.9 ~ 1.2	0.129 ~ 0.187	240	240	240	0	…
広島	1.0	0.8 ~ 1.4	0.114 ~ 0.190	220	220	220	0	…
山口	1.3	0.8 ~ 1.3	0.107 ~ 0.173	185	180	180	-5	1.3
徳島	1.5	1.0 ~ 1.6	0.122 ~ 0.192	150	150	150	0	…
香川	1.5	0.9 ~ 1.5	0.113 ~ 0.205	150	150	150	0	…
愛媛	1.5	0.9 ~ 1.4	0.112 ~ 0.170	150	130	150	0	…
高知	1.5	0.9 ~ 1.4	0.119 ~ 0.187	170	160	160	-10	1.5
福岡	1.0	0.7 ~ 1.0	0.108 ~ 0.164	260	260	260	0	…
佐賀	1.0	0.8 ~ 1.6	0.117 ~ 0.232	210	210	210	0	…
長崎	1.5	1.0 ~ 1.8	0.118 ~ 0.227	150	150	150	0	…
熊本	1.0	0.8 ~ 1.3	0.128 ~ 0.186	280	280	280	0	…
大分	1.3	0.9 ~ 1.3	0.128 ~ 0.174	185	180	185	0	…
宮崎	1.3	0.9 ~ 1.1	0.126 ~ 0.158	210	150	210	0	…
鹿児島	1.3	0.9 ~ 1.4	0.129 ~ 0.198	200	200	200	0	…

(注1) 調査精度(見込み)については、標本筆数の縮減対象としている道府県のみ記載。

(注2) 東京都及び沖縄県については、水稻の作付面積が小さいことから、作況標本筆による標本調査ではなく、代表的ほ場の観察結果に基づく巡回・見積もり及び農家等からの情報収集により調査を実施している。

これについては、調査の効率化を図り、報告者負担や実測を行う地方農政局の職員等の業務負担の軽減に資するものであることから、おおむね適当と考えられるが、調査結果の利活用等の観点からみて、必要かつ適切なものとなっているか、また、調査の効率化等の観点からみて、更なる標本筆数の見直しの余地はないか等について確認する必要がある。

(論点)

1 標本筆数の算定根拠となっている各都道府県の目標精度については、①全国平年収穫量に占める都道府県別の平年収穫量の割合、②県内農業粗生産額に占める水稻の割合のほか、何のデータを基にし、個別具体的に、どのようにして設定したのか（目標精度の設定根拠とした各都道府県に係る基礎データは、具体的にどのようなになっているか、また、当該基礎データを基に、各都道府県の目標精度は、個別具体的に、どのようにして設定したのか。）。

2 目標精度の区分（1.0%から2.0%）は、どのような考え方に基づくものか。
これらの観点からみて、設定されている目標精度は、適切かつ合理的なものとなっているか。

3 各都道府県の標本筆数については、所定の算式により算出した数を基に、他の要素を総合的に勘案して設定したとしているが^(注)、個別具体的に、どのようにして設定したのか（標本筆数の設定根拠となった各都道府県に係る基礎データは、具体的にどのようなになっているか、また、当該基礎データを基に、各都道府県の標本筆数は、戸別具体的に、どのようにして標本筆数を設定したのか。）。

(注) 例えば、今回、標本筆数を縮減する11道府県のうち、秋田県、山形県及び長野県については、所定の算式により算出した標本筆数（試算値）より縮減数が少ない一方で、北海道については、試算値より縮減数が多いか、当該11道府県以外にも、岐阜県、愛知県、大分県及び宮崎県では、試算値が現行の標本筆数より少なくなるにもかかわらず、縮減を行わないこととしている。

4 上記1及び2を踏まえ、調査結果の利活用上の観点からみて、標本筆数の縮減は、必要かつ適切なものとなっているか。また、調査の効率化等の観点からみて、当該11道府県以外にも標本筆数の縮減等、更なる標本数の見直しを図る余地はないか。

イ 荒茶工場の抽出方法の明記

茶の収穫量調査の対象とする荒茶工場の具体的な抽出方法について、調査計画上に明記するよう変更する。

(審査状況)

茶の収穫量調査については、都道府県別に年間計荒茶生産量の調査結果が一定の精度を確保するよう、生産量が一定規模以上の荒茶工場は全数調査とし、それ以外の荒茶工場は生産量規模により層化無作為抽出した約1,300工場（母集団の大きさは約5,400工場）を対象に実施している。

しかしながら荒茶工場の標本抽出方法については調査計画上に規定していなかったことから、本件申請では、これを調査計画上に規定するよう変更する計画である。

これについては、茶の収穫量調査に係る統計作成過程の明確化等を図るものであり、おおむね適当と考えられるが、当該抽出方法が適切なものとなっているか等について確認する必要がある。

(論点)

- 1 直近の調査における階層別の母集団の大きさ及び報告者数は、どのようになっているか。階層内及び階層間の分散は、どのようになっているか。また、都道府県別の目標精度（目標精度の設定の考え方を含む。）のほか、都道府県別の実績精度や回収率の推移（少なくとも過去5回分の調査）は、どのようになっているか。
- 2 上記1を踏まえ、荒茶工場の標本抽出方法については、適切なものとなっているか。
- 3 当該変更を踏まえ、現時点において、農林水産省HP等に荒茶工場の抽出方法は未掲載となっているため、統計利用者への統計作成過程の明確化等を図る観点から、可及的速やかに、かつ、適切に情報提供を行うべきではないか。

(2) 調査事項の変更【水稲作況標本（基準）筆調査票】

ア 「玄米選別形態」を把握する調査項目の選択記入方式への変更

「玄米選別形態」を把握する調査項目について、コード番号を記入する方式から選択記入式に変更する。

変更案

玄米選別形態						
農別 家選 個別	複 数 農 家 選 別	共 同 選 別	共 設 同 選 施 別	そ の 他	不 明	無 選 別
1	2	3	4	5	6	

現行

玄
米
選
別
形
態

⋮

(審査状況)

「玄米選別形態」を把握する調査項目については、地方農政局の職員等が、調査対象として選定した作況標本筆の所有農家から聞き取った玄米の選別形態を記入することとしている。

当該調査項目については、従来、6種類のコード番号から該当する番号を記入する方式を採っていたが、本件申請では、調査票上にあらかじめ6種類の選別形態の選択肢を設け、該当する番号に丸を付ける方式に変更する計画である。

これについては、正確性の確保及び地方農政局の職員等による記入負担の軽減に資するものであり、おおむね適切と考えられるが、選択肢の設定について、十分かつ適切なものになっているかについて確認する必要がある。

(論点)

- 1 玄米の選別形態としては、具体的にどのようなものがあるのか。
- 2 上記1を踏まえ、設定されている玄米の選別形態に係る選択肢については、十分かつ適切なものとなっているか。また、選択肢は、記入に当たって、紛れがなく、分かりやすいものとなっているか。
- 3 玄米選別形態を把握する調査項目は、関係する統計の作成においてどのように利用されているか。

イ 調査項目の追加

① 「栽植密度」における「1㎡当たり換算率」の項目の追加

水稻の「栽植密度」に関する調査項目として、すじまき（植え）の場合に記入する「1㎡当たり換算率」の項目を追加する。

変更案

畝幅・株間測定	畝幅〔11けい間の長さ〕		株間〔11株間の長さ〕		1㎡当たり株数(けい長)	刈取り株数
	cm		cm		株(cm)	株
	I				.	
	II				.	
	III				.	
	合計	(1)	(2)			
平均	(3)	(4)				
(5)	1㎡当たり株数	$\frac{10,000}{(3) \times (4)}$	株	1㎡当たりけい長	$\frac{10,000}{(3)}$	1㎡当たり換算率(0.01) $\frac{1㎡当たりけい長}{60cm}$

現行

畝幅・株間測定	畝幅〔11けい間の長さ〕		株間〔11株間の長さ〕		1㎡当たり株数(けい長)	刈取り株数
	cm		cm		株(cm)	株
	I				.	
	II				.	
	III				.	
	合計	(1)	(2)			・
平均	(3)	(4)			・	
(5)	1㎡当たり株数	$\frac{10,000}{(3) \times (4)}$	株	1㎡当たりけい長	$\frac{10,000}{(3)}$	cm

(審査状況)

水稻の「栽植密度」に関する調査項目については、地方農政局の職員等が調査対象として選定した作況標本筆に立ち入り、実測した結果を記入するものであり、農林水産省は、従来、栽培方法が「すじまき（植え）」（畝^(注1)において、すじ状に種子をまく方法）の場合には、栽植密度を算出するための基礎的なデータとして、「1㎡当たりのけい長」^(注1)を調査か所1か所当たりの「実測けいの長さ」(60cm)^(注2)により除して算出した「1㎡当たり換算率」^(注3)を欄外に記載していたとしている。

本件申請では、この「1㎡当たり換算率」の項目を調査票に追加するよう変更する計画である。

これについては、職員等による記入漏れや誤記入の防止等に資するものであり、おおむね適当と考えられるが、地方農政局の職員等が記入するに当たって、紛れがなく記入することが可能な項目設定となっているか等について確認する必要がある。

(注1) 畑で作物を作るために細長く線上に土を盛り上げた所を畝（うね）といい、単位面積当たりの畝の長さのことを「けい長」という。

(注2) 畝において調査基点とする稲を中心とする60cmの間を「実測けい」という。

(注3) 調査を行った1か所当たりの平均の茎数、穂数等に「1㎡当たり換算率」を乗じることで、水稻の1㎡当たりの栽植密度として算出される。

(論点)

- 1 「栽植密度」に関する調査の流れは、どのようになっているか。各調査項目について、具体的に、どのように調査を行い、どのように記入するのか。
- 2 新たに追加する「1㎡当たり換算率」については、具体的にどのように利用されるのか。本調査項目がない場合、どのような支障等が生じるのか。
- 3 「1㎡当たり換算率」の項目については、職員等が記入するに当たって、紛れがなく、分かりやすいものとなっているか。
- 4 調査員による誤った算出・記載を防止するため、どのような措置を講じているか。
- 5 利活用や職員等による記入負担等も踏まえ、「1㎡当たり換算率」の項目については、必要かつ適切なものとなっているか。

② 「刈取り調査」における品位検査による玄米の「等級」の項目の追加

「刈取り調査」に係る調査項目として、品位検査（等級確認）後の玄米の「等級」を記載する項目を追加する。

変更案

刈取り日	月 日				露	有	無
刈取り方法	3㎡当たり 整数株刈り	1	調製方法	総合選別機 段ふるい	1		
	3㎡刈り	2		2			
刈取り 試験 料	全 量				縮分重量		
	未調製生もみ重				g		
	未調製乾燥もみ重				g		
	粗玄米重						
	玄米重					10a当たり換算率	
	くず米重					(5)×1,000 刈取り株数計	
玄米水分					%		
					1回	2回	合 計
千粒	粗玄米	重量	g	g	g		
		粒数	粒	粒	粒		
重測	玄米	重量	g	g			g
		粒数	粒	粒			粒
測定	くず米	重量	g	g			g
		粒数	粒	粒			粒
再 選 別 歩 合							
					%		
					等級	3等以上	1
						規格外	2

現行

刈取り日	月 日				露	有	無
刈取り方法	3㎡当たり 整数株刈り	①	調製方法	総合選別機 段ふるい	①		
	3㎡刈り	②		②			
刈取り 試験 料	全 量				縮分重量		
	未調製生もみ重	:	:	:	:	g	
	未調製乾燥もみ重	:	:	:	:	g	
	粗玄米重	:	:	:	:		
	玄米重	:	:	:	:	10a当たり換算率	
	くず米重	:	:	:	:	(5)×1,000 刈取り株数計	
玄米水分	:	:	:	:	%		
					1回	2回	合 計
千粒	粗玄米	重量	g	g	g		
		粒数	粒	粒	粒		
重測	玄米	重量	g	g	:	:	g
		粒数	粒	粒	:	:	粒
測定	くず米	重量	g	g	:	:	g
		粒数	粒	粒	:	:	粒
再 選 別 歩 合							
					%		

③ 「刈取り調査」における「再選別後の段別重量測定」の項目の追加

「刈取り調査」に係る調査項目として、品位検査（等級確認）により不合格となった玄米について、一定の品位を確保するよう再選別した後の玄米重量を記載する「再選別後の段別重量測定」の項目を追加する。

変更案

段別重量測定	総量	2.20以上	2.10	2.00	1.95	1.90
	1回	. g	. g	. g	. g	. g
	2回
合計						
	1.85	1.80	1.75	1.70	1.60	底
	. g	. g	. g	. g	. g	. g

再選別後						
段別重量測定	総量	2.20以上	2.10	2.00	1.95	1.90
	1回	. g	. g	. g	. g	. g
	2回
合計						
	1.85	1.80	1.75	1.70	1.60	底
	. g	. g	. g	. g	. g	. g

現行

段別重量測定	総量	2.20以上	2.10	2.00	1.95	1.90
	1回	. g	. g	. g	. g	. g
	2回
合計						
	1.85	1.80	1.75	1.70	1.60	底
	. g	. g	. g	. g	. g	. g

(審査状況)

「刈取り調査」に係る調査項目は、地方農政局の職員等が作況標本筆において一定株数の稲を刈り取り、脱穀・乾燥・もみすりを行った玄米について、飯用に供しうる一定の品位^(注)を確保するまでの各選別工程における玄米重量等の計測結果を記入するものであり、その結果を基に、10アール当たりの玄米重を算出・決定することとしている。

(注) 農産物規格規定（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）に定める3等以上の品位を有し、かつ、粒厚が1.70mm以上であるものをいう。

具体的には、①ふるいにより粒厚1.70mm以上の玄米を選別、②前述①により選別され

た玄米の品位検査（3等以上・規格外の判別）、③前述②により規格外とされた玄米について、3等以上の品位を確保するまで再選別（混在している被害粒等の除去）、④前述②及び③で3等以上とされた玄米の重量を計測し、10アール当たりの玄米重量を算出する流れとなっているところ、農林水産省は、従来、調査票の審査等の際に、上記②において規格外となり再選別の対象となったか否か確認するため、調査票とは別途整理している等級確認結果により確認を行っていたとしている。

本件申請では、この品位検査（等級確認）を行った結果について、「3等以上」か「規格外」か記入する欄を調査票に追加する計画である。

また、農林水産省は、従来、「段別重量測定」の項目には、上記①のふるいにより選別したふるい目幅（粒厚）別の玄米重量を記入した後、再選別を行った場合には、その計測結果を基に数値の修正や欄外への追記等を行うことにより対応していたとしている。

本件申請では、規格外とされた玄米について再選別を行った結果を記入する「再選別後における段別重量測定」の項目についても調査票に追加する計画である。

これについては、職員等による記入漏れや誤記入を防止するとともに、調査票の審査等における確認作業の効率化に資するものであり、おおむね適切と考えられるが、地方農政局の職員等が記入するに当たって、紛れがなく記入することが可能か等について確認する必要がある。

（論点）

- 1 「刈取り調査」の流れは、どのようになっているか。各調査項目について、具体的に、どのように調査を行い、どのように記入するのか。
- 2 追加する調査項目については、それぞれ具体的にどのように利用されるのか。本調査項目がない場合、どのような支障等が生じるのか。
- 3 追加する調査項目については、職員等が記入するに当たって、紛れがなく、分かりやすいものとなっているか。
- 4 利活用や職員等による記入負担等も踏まえ、追加する調査項目については、必要かつ適切なものとなっているか。

(3) 調査方法及び集計事項の変更

ア 電子メールによる調査票提出方法の追加

水稻以外の作物に係る作付面積調査及び収穫量調査において、従前の郵送調査及び政府統計利用システムを利用したオンライン調査に加え、電子メールによるオンライン調査も可能とするよう変更する。

(審査状況)

水稻以外の作物に係る作付面積調査及び収穫量調査については、従来、郵送調査のほか、報告者が農業協同組合、荒茶工場、製糖会社・製糖工場、集出荷団体・集出荷業者、その他の関係団体（以下「関係団体等」という。）の場合には、政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査も可能としているところである。

このような中、本件申請では、従来の調査方法と併用し、関係団体等を対象として電子メールによるオンライン調査も可能とするよう変更する計画である。

これについては、報告者の利便性の向上及び調査業務の効率化に資するものであることから、おおむね適当と考えるが、オンライン回答率の向上に向けた具体的な取組内容や報告者の利便性等を考慮した更なる取組の余地等について確認する必要がある。また、郵送も含めた本調査の回収率について、回収率向上のための取組や、更なる向上の余地はないか等について確認する必要がある。

(論点)

- 1 従来の政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査と併用し、電子メールによるオンライン調査を新たに導入する理由・経緯は何か。電子メールによるオンライン調査の導入に当たり、どのようなセキュリティ対策を講じるのか。
- 2 調査票の種類別の回収率及びオンライン回答率は、どのように推移しているか（少なくとも過去5回の調査分）。
- 3 回収率及びオンライン回答率の向上を図る上での支障・あい路について、どのように分析しているか。当該分析結果を踏まえ、回収率・オンライン回答率の向上に向けて、具体的にどのような取組を行うこととしているか。更なる有効かつ効果的な方策について検討する余地はないか。
- 4 オンライン調査の対象を関係団体等のみに限定しているが、法人経営体を含む農林業経営体を除外する理由は何か。報告者の更なる利便性の向上等に資する観点から、農林業経営体についても希望する場合には、電子メールによる調査票提出を可能とする余地はないか。
- 5 調査結果の正確性を確保しつつ、更なる報告者負担の利便性の向上や統計調査業務の効率化を図る観点から、調査方法について更なる見直し・検討を行う余地はないか。

イ 水稻作柄概況調査に係る調査方法等の変更

作況調査のうち、水稻の作柄概況調査において、従来、遅場地帯の「生育の良否」を把握してきた事項を削除し、新たな作柄予測手法を導入することにより、早場地帯と同様に「作柄の良否」を集計・公表するよう変更する。

変更案

番号	表 題	種類	集計地域
1～14 (略)			
15	水稻作柄概況調査(8月15日現在) 作柄の良否		都道府県
(削る。)			
16～46 (略)			

現行

番号	表 題	種類	集計地域
1～14 (略)			
15	水稻作柄概況調査(8月15日現在) 作柄の良否(水稻早場地帯)		早場の都道府県
16	水稻作柄概況調査(8月15日現在) 生育の良否(水稻遅場地帯)		遅場の都道府県
17～47 (略)			

(審査状況)

作況調査のうち、水稻の作柄概況調査において、早場地帯^(注1)では、調査対象として選定した作況標本筆における穂数・もみ数等の実測結果を基に、気象データを利用して、10アール当たりの予想収量が平年と比較して多いか少ないかを「良」、「やや良」、「平年並み」、「やや不良」、「不良」の5段階で予測・評価した「作柄の良否」を公表している。

一方、遅場地帯では、水稻の生育が遅く、調査基準日(8月15日)における穂数・もみ数等の実測ができないため、草丈の長短、茎数の多少等の実測結果を基に、生育の遅速や被害の発生状況等を総合に判断し、稲体の生育が平年と比較して良いか悪いかを「良」、「やや良」、「平年並み」、「やや不良」、「不良」の5段階で評価した「生育の良否」を公表している。

(注1) 早場地帯とは、8月15日時点で出穂済み面積の割合が、平年ベースでおおむね8割以上を占める19

道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、三重県、滋賀県、鳥取県及び島根県）をいい、当該19道県以外の都府県を遅場地帯という。

本件申請では、遅場地帯について、従来の草丈の長短や茎数の多少等、水稻の生育に関する実測調査を廃止し、気象データ（降水量や気温、日照時間等）及び人工衛星データ（降水量、地表温度、日射量等）を利用して「作柄の良否」を把握する手法を新たに導入することにより、これまで早場地帯と遅場地帯で分けていた集計事項を統合し、両地帯ともに「作柄の良否」について集計・公表するよう変更する計画である。

ただし、農林水産省は、遅場地帯の「作柄の良否」に関する調査結果については、早場地帯において行う穂数やもみ数等の実測に基づいておらず、予測結果の精度は早場地帯より低くなることを見込まれることから、公表に当たっては、利用者に対する注意喚起を行うなどの対応を検討している。

これについては、統計利用者の利便性等に資するものであり、おおむね適切と考えられるが、集計事項を統合することにより具体的にどのような分析が可能になるのか、調査結果の利活用等の観点からみて十分かつ適切なものとなっているか等について確認する必要がある。

(論点)

- 1 「作柄の良否」に関する集計事項については、行政及び民間の事業者（農業関係団体、JA、卸売業や小売業の事業者など）に、これまで具体的にどのように利活用されているのか。
- 2 早場地帯における「作柄の良否」については、具体的に、どのようなデータを利用し、どのようにして予測を行っているのか。
- 3 新たに設定する遅場地帯における「作柄の良否」に関する事項については、具体的に、どのようなデータを利用し、どのようにして調査を行うのか。当該手法の導入に当たっては、具体的に、どのような検討・検証を行い、その検証結果等は、どのようになっているか。遅場地帯と早場地帯では、どの程度の精度の差が生じると見込まれるのか。
- 4 調査の効率化の観点から、人工衛星データや気象データを利用した手法を水稻以外の作物に導入する余地はないか。
- 5 調査手法として、人工衛星やドローンに搭載されたカメラの画像データやセンサー等を利用する方法を導入する余地はないか。
- 6 早場地帯と遅場地帯の調査結果の精度に差が生じることにより、行政及び民間の事業者における利活用上における支障等は生じないのか。
- 7 「作柄の良否」の5段階の評価（「良」、「やや良」、「平年並み」、「やや不良」、「不良」）は、どのような基準で区分するのか。当該評価区分の基礎となった実測結果のデータは、どのようになっているか（過去5回分の調査（早場地帯）データ）。5段階評価の基となる当該データの公表は行っていないのか。
- 8 調査計画、調査方法については実測調査に関する記載のみとなっているが、早場地帯における気象データの活用及び遅場地帯における新たな調査手法について明記す

べきではないか。

- 9 当該集計事項の変更により、利活用の支障は生じないか。作成方法が異なる統計を統合することは適当か。

(4) 調査結果の公表の期日の変更

麦類及び大豆の収穫量調査並びにそば及び花きの作付面積調査及び収穫量調査の結果（速報値）の公表期日について、1 か月半から2 か月程度後ろ倒しするよう変更する。

表 調査結果（速報値）公表までの作業スケジュールの変更状況

	麦類		大豆		そば		花き	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
実査	(都府県) 7月中旬 (北海道) 9月中旬	9月中旬	12月中旬	2月上旬	11月中旬	1月中旬	2月上旬	2月上旬
地方機関の 取りまとめ	(都府県) 8月上旬 (北海道) 10月上旬	10月上旬	1月上旬	2月中旬	12月上旬	2月中旬	3月上旬	3月中旬
本省における 取りまとめ	(都府県) 9月上旬 (北海道) 11月上旬	11月上旬	2月上旬	3月中旬	1月下旬	3月中旬	4月中旬	5月上旬
公表	(都府県) 9月下旬 (北海道) 11月下旬	11月下旬	2月下旬	4月上旬	2月中旬	4月上旬	5月中旬	6月下旬

(審査状況)

麦類、大豆及びそばの収穫量調査については、水稻のような職員等による実測調査ではなく、集出荷団体などの関係団体等に対し、郵送又はオンラインにより調査票を配布・回収する方法で実施している。作物の収穫量は、農産物検査法（昭和26年法律第144号）第11条第1項の規定に基づく農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）により、一定の規格以上を有するものを計上しており、規格については農林水産省が農作物の検査業務を委託している登録検査機関（民間業者）が検査を行った上で（以下「規格検査」）収穫量を確定しているが、農林水産省は、現行の調査結果（速報値）の公表期日では、年度内の規格検査を完了しておらず、報告者となる関係団体等は、収穫量について予測・見積りを行い、それをもとに農林水産省は速報値として結果の公表を行っているため、公表している数値と実際の数値とでは誤差が生じているとしている。なお、後日、登録検査機関による検査結果が報告された時点で、農林水産省本省から地方農政局等への照会、検証等により数値を突合せ確定した上で、本調査の確報値として公表することとしている（確報値の公表時期は、麦類については概ね3月頃、大豆及びそばについては概ね4月頃）。

他方、農林水産省は、平成31年1月から3月にかけて開催した「農産物規格・検査に関する懇談会」（座長：高木賢 弁護士、公立大学法人高崎経済大学理事長）における登録検査機関の事務効率化を図るための見直し・検討の結果を踏まえ、令和元年6月に「農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣が定める様式及び農林水産大臣が定める期日を定める件」（平成13年3月22日農林水産省告示第445号告示）を改正し、これまで登録検査機関が毎月行っていた検査結果の取りまとめ及び国への報告回数の削減や、報告期日の延長等の見直しを行った。これにより、公表の時期を後ろ倒しする必要が生じたとして、本件申請では、麦類及び大豆の収穫量調査並びにそばの作付面積調査及び収穫量調査の結果（速報値）の公表時期及びそれに伴う実査等の時期を1か月半から2か月程度後ろ倒しするよう変更する計画である。

また、花きの収穫量調査については、6年に一度、全都道府県を対象とした調査（全国調査）を実施し、それ以外の年は、調査対象品目ごとに、全国の作付（収穫）面積のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県（以下「主産県」という。）を対象とした調

査（主産県調査）を実施しているが、主産県調査である平成 29 年産調査の報告者数が約 5,000 団体・経営体であるところ、令和 2 年度に公表する令和元年産調査では、調査対象範囲が全都道府県となるため、報告者数は約 6,000 団体・経営体に増加するとともに、調査対象品目の延べ数についても、平成 29 年産調査の 300 品目から令和元年産調査は 1,175 品目となるため、調査結果の取りまとめに係る労力が増大することになっている。

農林水産省は、これまで花きは、過密な作業日程の中で調査結果の審査・集計等の業務を行ってきたところであるが、平成 29 年産調査における調査体系の見直し以降、初めてとなる全国調査結果の取りまとめに当たっては、更なる過密スケジュールとなることが想定されることから、地方機関及び農林水産省本省における調査結果の取りまとめに要する期間を十分確保するため、本件申請では、花きの作付面積調査及び収穫量調査の結果（速報値）の公表期日について、1 か月半程度後ろ倒しするよう変更する計画である。

これらについては、調査を取り巻く状況の変化への対応や、調査結果の取りまとめに要する期間の確保等の観点から変更するものではあるが、公表期日の変更により、利活用等の観点からみて支障は生じないか、調査結果の正確性・即時性の確保等の観点からみて、必要かつ適切な変更となっているか等について確認する必要がある。

（論点）

- 1 今回変更する麦類、大豆、そば及び花きの調査結果（速報値）の公表実績は、どのようになっているか（直近 5 回分の調査結果）。
- 2 麦類、大豆、そば及び花きの調査結果（速報値）の公表期日の変更に伴い、確報値の公表時期は変更されないのか。
- 3 速報値の公表期日を変更する麦類、大豆、そば及び花きの調査結果については、それぞれ、行政上において、具体的にいつ、どのように利活用されているのか。当該利活用からみて、公表期日の変更による支障等は生じないのか。また、行政上の利活用のみならず、広く民間の利活用ニーズからみても支障等は生じないのか。
- 4 従来の麦類、大豆及びそばの収穫量調査における速報値と確報値は、どのようになっているのか（直近 3 回分の都道府県別調査結果）。
- 5 従来、麦類、大豆及びそばの収穫量調査の速報値の公表段階では、登録検査機関による規格検査が途中段階のため、関係団体等では、予測・見積りにより収穫量を計上し報告していたとしているが、具体的に、どのようにして予測・見積りを行っているのか。
- 6 予測・見積りにより計上することで速報値と確報値にどの程度差が生じ、そのことで具体的にどのような支障が生じるのか。
- 7 令和元年 6 月の改正により、登録検査機関における検査結果の取りまとめ及び国への報告回数・報告期日は、具体的にどのように見直し・変更されたのか。当該改正により、麦類、大豆及びそばの収穫量調査に活用する規格検査結果の報告回数・報告期日については、どのように変更されるのか（変更前と変更後において速報値に活用する規格検査結果については、それぞれ規格検査の報告結果のどの段階のものを活用す

るのか。) 。

- 8 規格検査結果の報告回数・報告期日の見直しにより、本調査の公表数値に具体的にどのような影響が生じるのか。今回の公表時期の変更により、速報値と確報値の乖離は、どの程度の改善が見込まれるのか。また、今般の登録検査機関の事務効率化に関する見直しについては、麦類、大豆及びそば以外の作物の収穫量調査には影響しないのか。
- 9 花き調査の公表期日について、調査対象数及び調査品目数が増加する全国調査年においては所要の見直しを行う一方、主産県調査年については、調査結果の即時性・適時性や統計利用者への配慮等の観点から、従前どおりの公表時期を維持するなど、全国調査年と主産県調査年における公表期日の設定について見直す余地はないか。

2 「諮問第93号の答申 作物統計調査の変更について」（平成28年11月18日付け統計委第8号）及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）における今後の課題への対応状況について

本調査のうち、作付面積調査及び収穫量調査においては、従前から、一部の作物を除き、一定の周期により全都道府県を対象とする「全国調査」を実施し、その中間年は、作付（栽培）面積が大きい都道府県から順に全国の作付（栽培）総面積の80パーセントを占めるまでの上位都道府県を対象とする「主産県調査」の結果を基に、全国値を推定している。

また、一部の作物については、下図のとおり、平成29年産調査から、全国調査の実施間隔が拡大されたところである。

図 作物統計調査における全国調査の調査周期の変更について

【変更前】全国調査の調査周期				【変更後】全国調査の調査周期			
作物名		作付面積調査	収穫量調査	作物名		作付面積調査	収穫量調査
作物統計	麦類	毎年	毎年	麦類	毎年	毎年	毎年
	大豆						
	陸稲	毎年	毎年	陸稲	3年	6年	6年
	かんしょ						
	飼料作物						
	野菜	3年	3年	野菜	3年	3年	6年
	花き						
	果樹	毎年	5年	果樹	6年	6年	6年
	茶						
	てんさい	※1	※1	てんさい	※1	※1	※1
	さとうきび	※2	※2	さとうきび	※2	※2	※2
			そば	毎年	毎年	毎年	
			なたね				

※1 「てんさい」については、毎年、北海道について調査を実施（変更なし）

※2 「さとうきび」については、毎年、鹿児島県及び沖縄県について調査を実施（変更なし）

これについては、主産県と非主産県における作付面積や収穫量の増減率に差が生じている可能性が考えられることや、今後、主産県調査結果に基づく推定値を公表する頻度が増加することを踏まえ、「諮問第93号の答申 作物統計調査の変更について」（平成28年11月18日付け統計委第8号。以下「前々回答申」という。）では、推定値の精度を一層高める観点から、主産県調査年における全国値の推定方法について検証・検討することが必要と指摘されている。

また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）においても、上記答申における指摘を踏まえ、主産県調査対象品目について、全国調査を実施したものから順次、主産県と非主産県の作付面積と収穫量の増減割合の比較等の検証・検討を行い、主産県と非主産県の動向が著しく異なる場合には、他の推計方法の検討など推定値の精度向上を図ることとされている。

これらの課題については、令和元年産調査以降の変更計画に係る平成30年9月の前回諮問時点において、検証・検討中となっていたことから、「諮問第119号の答申 作物統計調査の変更について」（平成30年9月28日付け統計委第11号）により、引き続き対応を注視することとされた。

〔前々回答申における「今後の課題」（抜粋）〕

本調査では、一部の作物を除き、作付面積調査及び収穫量調査に係る全国調査につい

て、その実施間隔を空ける形で調査周期を変更することとしており、これに伴い、全国調査実施年以外の中間年に実施する主産県調査の実施頻度が増加することとなる。

こうした中、農林水産省では、全国調査実施年以外に主産県調査における主産県の増減率を非主産県に当てはめて全国値を推定し、公表することとしており、今回、全国調査の実施周期を変更する作物に関し、公表値と推定値の状況についてシミュレーションを実施した結果、両者の誤差は小さいものの、一部の品目において推定値が公表値を上回るといった傾向がみられた。

これについては、作付面積や収穫量の増減率において、主産県と非主産県に差が生じている可能性が考えられることや、今後、主産県調査結果に基づく推定値を公表する頻度が増加することを踏まえ、推定値の精度をより一層高める観点から、主産県調査実施年における全国値の推定方法について検証・検討する必要がある。

〔第Ⅲ期基本計画における課題（抜粋）〕

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備 (4) 農林水産関連施策の推進を図るための統計整備	◎ 作物統計調査の主産県調査対象品目について、主産県と非主産県の作付面積と収穫量の増減割合の比較等の検証・検討を実施した上で、主産県と非主産県の動向が著しく異なる検証結果が得られた場合、他の推計方法の採用を検討するなど推定値の精度向上を図る。	農林水産省	全国調査を実施したものから順次実施する。

(審査状況)

当該課題について、前々回答申以降、農林水産省は、全国調査を実施した品目から順次、作付面積及び収穫量の全国値について、現行の推計方法（主産県の増減率を用いた推計）による推定値^(注1)と追加的な検証方法（非主産県の増減率を用いた推計）^(注2)による推定値の2通りの推定値を用いた比較検証を実施中としている。

(注1) 現行の推計方法は、全国値＝当該主産県調査における主産県値＋直近の全国調査における非主産県値×直近の全国調査における主産県値からみた当該主産県調査における主産県値の増減率により、推計を行っている。

(注2) 追加的な推計方法は、全国値＝当該主産県調査における主産県値＋直近の全国調査における非主産県値×前々回の全国調査における非主産県値からみた直近の全国調査における非主産県値の増減率により、推計を行っている。

具体的には、前々回答申以降に全国調査が実施された作物として、平成28年産調査では、野菜及び花きの作付面積及び収穫量、また、平成29年産調査では、かんしょ、飼料作物の収穫量について、既に比較検証済みとしており、今後、令和2年産調査では、陸稲、かんしょ、飼料作物の作付面積並びに果樹、茶の作付面積及び収穫量、令和5年産調査では陸稲の収穫量について検証を実施予定としている。

これについては、これまでに具体的にどのような検討・検証を行い、どのような結果が得られたのか、当該課題への対応として十分かつ適切なものとなっているか等について、確認する必要がある。

(論点)

- 1 前々回答申以降、これまでに具体的にどのような検証・検討を行い、どのような結果等が得られたのか（作物ごとの具体的な検証データを含む。）。
- 2 これまでの検証結果等を踏まえ、今後の検証に当って留意すべき点や更なる取組の余地はないか。